

岩手県監査委員告示第18号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第41号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部花巻土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年 5月19日及び同月20日

イ 本監査実施日 平成22年 7月14日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年 9月 3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
寄附採納した土地及び当該土地に設置した水路の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	寄附採納した土地及び水路については、行政財産として登録済みである。今後は、関係課と連絡調整を密に行い、業務の適正な執行に努める。

2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年 5月18日及び同月19日

イ 本監査実施日 平成22年 7月 6日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年 9月 3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが21件、86,394円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	旅行命令票の作成を各課で行うとともに、旅費事務のマニュアル化を図ることにより再発防止に努める。

3（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年 6月23日及び同月24日

イ 本監査実施日 平成22年 7月28日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年 9月 3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
国有財産使用料の支出に当たり、国有財産使用許可書受理後相当期間経過してから支出負担行為をしているものが1件、412,545円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、予算編成と事業実施の所属間において連絡調整を密に行い、適正な執行に努める。

4（1） 監査対象機関名 県北広域振興局土木部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月23日及び同月24日

イ 本監査実施日 平成22年7月28日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
港湾施設使用料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが6件、45,590円、使用料を徴収していないものが13件、21,462円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	使用料を徴収していなかった13件、21,462円について収納済であり、今後は、事務の進捗管理を徹底し、適正な執行に努める。

5(1) 監査対象機関名 岩手県北家畜保健衛生所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年5月11日

イ 本監査実施日 平成22年7月14日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
産業廃棄物収集運搬業務委託料の執行に当たり、廃棄物の処理に係る委託契約を行っていなかったため、委託料を過大に支出しているものが31,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センターとの一層の連携を図るとともに、処分業者に契約状況及び内容を確認することにより再発防止に努める。

6(1) 監査対象機関名 大船渡農業改良普及センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年5月18日及び同月19日

イ 本監査実施日 平成22年7月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが1件、54,657円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	財務会計システム帳票により随時執行状況を確認することにより再発防止に努める。

7(1) 監査対象機関名 宮古農業改良普及センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年6月15日及び同月16日

イ 本監査実施日 平成22年7月29日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年9月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公用車の12ヶ月点検整備に係る需用費の執行に当たり、支出負担行為を行っていないものが1件、62,126円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	見積書の徴収を省略できる随意契約に当たって、事前の物品購入票の作成及び決裁を徹底することにより再発防止に努める。